



2007.Apr

看護しずおか Vol.6

市立伊東市民病院6階病棟のみなさんです!



- 特集 ・リフレッシュ研修
- ・看護研究発表会
- ・アジア地区医療視察

- 求人情報
- ロゴマーク決定

(H19.3.15現在)

会員数	16,399名
・保健師	553名
・助産師	628名
・看護師	13,942名
・准看護師	1,276名
・賛助会員	14(法人・団体)
・賛助会員	11(個人)

発行所
社団法人 静岡県看護協会

〒422-8067 静岡市駿河区南町14番25号エスパテイオ3F

TEL(054)202-1750 FAX(054)202-1751
編集責任者 棟葉由枝 平成19年3月20日発行

平成18年

第50回 静岡県看護協会 通常総会開催

日時：2月19日(月) 9:30受付 10:20開会 場所：静岡県コンベンションアーツセンター グランシップ中ホール・大地
出席者数：過去最多の578人（委任状：12,398人）

ロゴマークの表彰式

静岡県看護協会のロゴマークに決定した最優秀作品についての関連記事は、裏表紙に掲載してあります。ご覧下さい。

最優秀作品 **佐野友姫様**（東京都江戸川区）

優秀作品 **彦根正様**（町田市）
柴原秀和様（焼津市）
荒木賢様（静岡市）



議事

(1) 議長選出 保健師 水野美智子さん 助産師 浦田いずみさん 看護師 坂井典子さん

(2) 議長録署名人並びに書記選出

議事録署名人 保健師 市川のぞみさん 助産師 市川晴美さん 看護師 川井陽子さん
執行部 榛葉由枝会長
書記 保健師 与五沢直子さん 助産師 石巻純子さん 看護師 森江雅子さん

(3) 静岡県看護協会役員選挙並びに日本看護協会通常総会代議員選挙

奇数年次（西暦）に開催される総会において改選する役員・委員の選挙が行われました。今回は、会長に2人の立候補の届出があり、会長選挙が行われました。

※選挙の方法について、ご発言をいただき「ご意見箱」にも意見をいただきました。この課題は、平成19年度にしっかり検討します。

※当選者の公示は、下記の通りです。

(4) 提出議案はすべて承認可決されました。

- ・ 議案第1号 平成19年度スローガン（案）
- ・ 議案第2号 平成19年度事業計画（案）
- ・ 議案第3号 平成19年度当初予算（案）
- ・ 議案第4号 平成18年度補正予算（案）



平成19・20年度役員が決定しました

平成18年度静岡県看護協会第50回通常総会において偶数年改選の役員委員の選挙が行われ、下記の通り決定しましたので公示します。

会長 佐藤 登 美

副会長 内藤 晴 美

常務理事	白倉 久子	理事	佐藤 和子
理事	宮地 良江	理事	平賀 聖悟
理事	上島 清介	監事	宮地 洋子
理事	岡田 幹夫	監事	松田百合子
理事	小野 森男	監事	戸塚 光博
理事	豊島 元江		

保健師職別委員

兼子いづみ
佐藤 圭子
櫻井 優子
深江 久代
松野 夏奈
松本 順子
花井 恭子
松島 明子

助産師職別委員

水野 博代
貞野 由美
鴨狩 直子
原木 純子
大石 千里
市川 晴美
鴨川 美子
鈴木百合子

看護師職別委員

酒井万美子
渡邊 淳子
秋本寿美子
松山 由美
谷野 清美
小泉 栄子
吉田 佳枝
村上 真弓
鈴木すみ枝
鈴木 弘美

推薦委員

大村ひで子
古田 里恵
諸星 浩美
山田 愛子
松井 初世
松下けい子
山本加枝子
古屋 公子

自由民主党静岡県支部連合会
厚生問題対策連絡協議会
会長 渥美泰一様

社団法人静岡県看護協会
会長 榛葉由枝

要 望 書

日頃より、県政発展のためにご尽力されていることに深く敬意を表すると共に、当協会へのご指導ご支援に対し、厚く感謝申し上げます。

さて、社団法人静岡県看護協会は会員数16,000余の公益法人として、会員自らの資質向上を図るとともに、看護を通して、公益法人としての使命を果たすべく努力をしております。

本年度も、県政発展と県民の健康の保持増進に寄与すべく、静岡県医療審議会を始め、静岡県看護職員確保対策検討会等に参画し、使命を果たす努力をしております。

同時に、看護師等の人材確保や人材育成の事業を静岡県から受託し、再就業支援事業などを精力的に展開し、平成17年度には合計983人の再就業者を確保するという実績をあげております。

しかし、既に社会問題として取り上げられているように、近年の看護職員確保の困難さはますます深刻度を増しており、緊急かつ重点的な対策を講じる必要があることは共通理解されていると認識しております。

静岡県におきましては、第6次静岡県看護職員需給調査結果に基づき、需給見通し達成のための看護職員の確保と人材養成に係る重点施策の展開にご尽力されておられる上に、今年度新たに、厚生労働省「平成18年看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業」を受託されました。

その最中にも、県内2箇所の看護学校が閉校されようとしています。また、産科医師の不足に伴い、助産師に対する役割期待が高まっておりますが、助産師の県内養成数は甚だ少ない現状にあります。

一連の人材確保対策を更に拡大し、看護職員の養成施設の存続または新設、並びに再就業支援事業の充実拡大をはじめ、離職防止策として看護者が働きやすい職場づくりや処遇改善、出産・育児等との両立支援等を強力に進めていただきたく要望いたします。

要 望 事 項

I 看護職員の処遇改善と人材確保について

1. 潜在看護師の掘り起こしと再就業支援を行うナースセンター事業を充実強化するために、相談員の増員と事業費の拡大を図られたい。
2. 看護師養成学校の存続または新設により、新たな看護職員の養成確保を図られたい。
3. 看護職の出産・育児等との両立支援について特段の配慮と予算確保により、緊急に実施されたい。
4. 看護職員の俸給表「医療職俸給表(三)」並びに夜間看護等手当を改善するよう国の関係省庁に働きかけられたい。

II 助産師の確保と活用について

1. 静岡県立の助産師養成施設を設立し、県内に定着する助産師の養成を実施されたい。
2. 正常な妊娠・分娩・産褥のケアは助産師に、という社会的な期待に対応する体制づくりを図られたい。

笑顔と涙のリフレッシュ研修

平成18年10月の秋晴れのもと、『同世代の仲間との交流を通して、看護観を見つめ高めるきっかけとする』を目的に、焼津市「ホテル三景苑」で2泊3日のリフレッシュ研修が行われました。各施設から12名のコーディネーターがご協力してくださり、卒後3～5年目の看護職80名（男4名、女76名）が参加しました。



研修内容は、

1日目：〈お互いを知ろう〉と自己紹介ゲームから始めて、趣味や職場で困っている事・楽しい事の5項目を絵で紹介し合いました。また、交流ゲームでは決められた条件で「秋の京都巡り」プランを立て発表しました。

2日目：午前中は、地区理事でもある聖隷三方原病院看護部長吉村浩美氏の基調講演を開催しました。講演後、研修生より、“看護の原点に戻ることができ、看護の仕事に就いてモヤモヤしていた気持ちが吹っ切れた。勇気づけられ、自信を持つことができた”などの声が聞かれました。午後は「私にとって看護の仕事とは？」をテーマにグループワークを行い、夕食後は、グループ毎の寸劇を行なったのですが、これが素晴らしく涙が出る(?)ほど感動し、楽しいひと時を過ごしました。

3日目：前日のグループワークの発表でしたが、研修生全員の看護に対する新鮮な熱い想いが伝わり、看護の素晴らしさを再認識できたと思います。

アンケートより、研修生からは、“最初は来たくなかったけど、学ぶものが多く参加して本当に良かった。他の施設の仲間と話をすることで、自分の看護の振り返りができた。働く楽しさを改めて実感できた”などの声があり、また、コーディネーターからは、“大変だったけどとても良い経験ができ、参加できたことを嬉しく思う。コーディネーターの役割の難しさを実感した”とのコメントがありました。

委員としてもやるからには、“リフレッシュして帰っていただく!!”と担当者一丸となって企画実施しました。今後の検討課題は多少残りましたが、事故もなく、初日の不安気な表情から解き放たれ、爽やかな笑顔で帰る研修生を見送ることができたことは、コーディネーターはじめ関係者の皆様のご協力の賜物であると感謝の気持ちでいっぱいです。皆さんが、研修で掲げた『こうなりたい私』に向かって各職場で活躍している姿が目に見えてきます。くじけそうになったら、研修で知り合った仲間や先輩の姿を思い出してがんばってください。

来年度は、内容も新たにリフレッシュ研修を企画します。現在、仕事に行き詰まったり、自信が持てず、ちょっぴり落ち込んでいる方は是非参加してください。きっとひとすじの灯りを見出すことができると思います。

(教育委員会 リフレッシュ研修担当)



平成18年度『看護研究発表会』を開催して

平成18年12月2日（土）「あざれあ」にて、学生も含め250名の参加者のもと、聖隷クリストファー大学の竹田千佐子先生を講評者にお迎えし開催されました。

今年度の発表演題は10題でしたが、日頃の看護実践から問題を明らかにしようとする姿勢が伺われ、且つ、実践していることの意味を研究というプロセスを通して言語化することの重要性を確認することができた発表会であったと思います。お忙しい中、ご協力いただきました関係者の皆様には心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、アンケート結果の主なものは次のとおりでした。参加者は看護師が74%と多く、ついで学生、准看護師であり、経験年数は、3～5年が16%、16～20年が17%、20年以上が17%でした。参加動機は、他者からの勧めが最も多く、参加することにより新しい刺激が欲しい、現在抱えている問題解決の手がかりを得たい等でした。また、その他の意見として、“発表後の講評でどこに注意したらよいか、研究ではどういうことが大切のかなど大変勉強になった”“臨床で業務をしながらの研究発表です。ケアと繋げていくが、学術的に上手くまとめられず課題と思う。発表側であったので挫折感が深く、良い点を言ってその後に、改善点を教えてもらえばと思う”“臨床にはテーマがごろごろしていると言われているが、専門職として研究をしていくことはとても大切なことだと思うので、研究する現場をもっと助けてほしい”等、看護協会および学術研究推進委員会に対する熱意ある率直なご意見を多数頂きました。今後は、看護研究の質向上を目指し、会員の皆様の要望に応えるべく事業運営に取り組みたいと考えています。（文責/鈴木）



演 題

1. 排泄の自立を取り戻した事例の検討
天竜すずかけ病院 内山豊壽子
2. 関節リウマチ患者の洗濯動作への支援
—自立患者への実態調査を試みて—
JA静岡厚生連 リハビリテーション中伊豆温泉病院
小針 裕子
3. がん患者の倦怠感に対するアロマセラピー
—マッサージの有効性の検討—
焼津市立総合病院 田上 志乃
4. 感染に対する病院職員の意識づけの方法、実行効果の研究
遠州総合病院 太田美貴子
5. 手術室における新人指導マニュアル作成に向けてスタッフの悩みや考え方を知る
掛川市立総合病院 澤木 梨沙
6. 職場暴力に対する職員の意識調査
—包括的暴力防止プログラムを取り入れてみて—
聖隷三方原病院 藤田 和彦
7. 「願いを叶える誕生日プラン」の成果の検討
天竜すずかけ病院 村松 幸子
8. 糖尿病患者への言動的説得を試みて
—患者の自己効力感の変化と看護師の意識調査—
遠州総合病院 中村めぐみ
9. 当院分娩選択における一評価
—分娩後の満足度調査—
JA静岡厚生連 静岡厚生病院 別府みどり
10. 看護経過記録の情報公開による評価
—患者家族のアンケート結果より—
聖隷浜松病院 山口 梓

看護研究費助成金交付要綱の一部改正のお知らせ

既刊「Vol.5 看護しずおか」でご案内しました要綱について、以下のように一部変更となりましたので、お知らせいたします。会員の皆様！多数の申請をお待ちしております。

社団法人静岡県看護協会看護研究費助成金交付要綱の一部改正について

現 行	改 正
<p>第1 趣 旨 会長は、静岡県内における看護水準の充実向上を図るため、看護研究を行う協会の会員（大学院、大学、短期大学及び看護師養成施設に勤務する会員を除く）に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。</p>	<p>第1 趣 旨 会長は、静岡県内における看護水準の充実向上を図るため、看護研究を行う協会の会員（構成員の過半数が会員であるグループを含む）に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。</p>
<p>第4 助成対象外経費 次の各号に掲げる経費は、助成の対象外経費とする。 (1) 人件費（報酬、給料、諸手当及び社会保険料等をいう。） (2) 講師謝金 (3) 1点 20,000円以上の備品等 (4) その他会長が指定する経費</p>	<p>第4 助成対象外経費 次の各号に掲げる経費は、助成の対象外経費とする。 (1) 人件費（報酬、給料、諸手当及び社会保険料等をいう。） (2) 1点 30,000円以上の備品等 (3) その他会長が指定する経費</p>
<p>第6 交付の条件 次に掲げる事項は、交付の決定の条件とする。 (4) 看護研究の実績を、協会主催の研究発表会において発表すること。</p>	<p>第6 交付の条件 次に掲げる事項は、交付の決定の条件とする。 (4) 看護研究の実績を、協会主催の看護研究会において発表すること。</p>
	<p>附 則 この改正は、平成19年1月16日から施行し、平成19年度分の助成金から適用する。</p>



松原まなみさん 静岡県に行く

平成19年1月に、日本看護連盟機関紙アンフィニ編集長の松原まなみさんが静岡県を訪れ、県内各地の医療施設を訪問しました。
 県内3箇所での講演と、10箇所余の医療施設訪問で「看護の現場のこんな現実を変えていきたい」「子供を育てながら働ける環境を整えていきたい」など熱く語り合いました。

12 日

午前
 ↓ 小鹿病院、済生会病院、済生会看護専門学校
 午後
 ↓ 看護協会・連盟合同研修会
 「患者視点の医療－患者ケアと患者満足－」グランシップ
 夜間
 ↓ 医療勤務体制見学、静岡赤十字病院、静岡県総合病院

13 日

午前
 ↓ 順天堂静岡病院、聖隷沼津病院
 午後
 ↓ 東部エリア会員研修会
 「看護の価値と主体性－看護倫理と意思決定」三島グランドホテル
 ↓ 島根県へ

17 日

午後
 ↓ 聖隷浜松病院、周産期センター
 ↓ 看護部講演会
 「看護職のストレス解消 ～簡単に白衣を脱がないで～」 聖隷浜松病院会議室



地域連携に力を入れているの

18 日

午前
 ↓ 遠州病院、浜松赤十字病院、県西部医療センター、松田病院、母と子かばクリニック
 午後
 ↓ 磐田市立病院、袋井市民病院、菊川市立病院
 夜間
 ↓ 県看護部長会 三島市東レ総合研修センター
 ↓ 岐阜県へ



勤務を終え50余名が集った集合



助産師と懇親会

母乳ケアを診療報酬制度に位置づけたいわ

かんたんに白衣(ユニフォーム)を脱がないで! 看護師の離職防止

【看護研修資料集より抜粋】

日本における少子高齢社会は、医療や福祉を取り巻く環境に大きな波紋を引き起こし、関係者にも様々な変化をもたらしている。看護界の変化の1つに看護師不足が挙げられる。医療技術の高度化、患者さんの高齢化と重症化、さらには業務の煩雑化等は、看護師の職場定着を困難にしている。日本看護協会の働きかけにより、2006年の診療報酬の改定では新たな看護基準(7:1)が設置された。これは看護職員配置の看護基準の底上げをねらうものである。看護師が働く現場の安定には、手厚い配置と同様に、離職防止の対策が必要である。新卒看護職員の早期離職等実態調査(日本看護協会2004)によると新人看護師1年未満の離職率は9.3%(11人に1人)であった。(平成15年度に病院へ就職した新卒看護師は47,585人、よって退職者は4,425人と推計される。)

(補足資料) 新人の離職理由から
 みえた仕事を続ける上での悩み

配偶部署の専門的知識・技術が不足している。	76.9%
医療事故を起こさないか不安である。	69.4%
基本的技術が身につけていない。	67.1%
ヒヤリ・ハット(インシデント)レポートを書いた。	58.8%

新卒看護職員の職場定着困難な要因

要 因	病院調査 (n=1219)	学校調査 (n=436)
基礎看護教育終了時の能力と看護現場で求められる能力のギャップ。	76.2%	80.3%
現代の若者の精神的未熟さや弱さ。	72.6%	76.4%
従来に比べ看護職員に高い能力が求められるようになってきている。	53.3%	47.0%

日本看護協会(2004):新卒看護職員の早期離職等実態調査より

- ポイント1: 職場定着困難の理由を把握する。
 離職要因と考えられる因子を明確化するための調査・研究を実施し、看護職員が就業を継続しやすい指標を開発・収集する。
- ポイント2: 特定要因に対する解決策、特に個人的状況を考慮した「個」に着目した対策をたて、援助する。
- ポイント3: キャリアステージを配慮した生涯学習、個人の成長や女性のライフサイクルに合わせた特有事項に対する支援を行う。
- 生涯学習
 - クリニカルラダー(臨床看護実践能力習熟段階)等に基づく施設内教育の実施
 - 院外研修会や講習会への参加(予算化)
 - 目標管理の導入(自己目標の設定と達成)
 - 結婚・出産・育児による休業者のスムーズな職場復帰支援
 - ナースセンター事業(予算化)
 - 保育施設の充実(看護職の仕事と家庭の両立を支援)

個人情報保護規程の制定と個人情報保護方針の策定

IT化の進展に伴い、コンピューターやインターネットを利用して大量の個人情報が処理されています。こうした中で、個人情報の保護に関する法律が公布されたことに伴い、看護協会においても、個人情報保護規程を制定するとともに、個人情報保護方針を定め、個人情報の適正な取扱いに努めてまいります。以下、その全文をご紹介します。

社団法人静岡県看護協会 個人情報保護方針

平成18年12月12日

社団法人静岡県看護協会は、社会的責任である個人情報保護を正しく遂行するために、次のとおり個人情報保護に関する方針を示す。

1. 個人情報

個人に関する情報であり、その情報を構成する氏名・住所・電話番号・メールアドレス・生年月日等の情報で、特定の個人を識別できる情報をいう。

2. 個人情報の収集、利用

事業の推進のために個人情報を収集するとともに、収集時に通知した利用目的の範

囲内で活用する。

3. 個人情報の適正管理

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい等の予防・是正に努める。

4. 個人情報保護に関する関係法令の遵守

個人情報保護法等関係法令を遵守し、個人情報の保護に関する規程を制定して、個人情報の保護に努める。

5. 個人情報の委託

個人情報を外部に委託する際は、適正な管理を確保するために契約を締結する。

6. 個人情報の開示、訂正、削除

本人又はその代理人から個人情報の開示、訂正及び削除を求められた場合は、速やかに対応する。また本人の承諾を得ないで、個人情報を第三者に開示しない。

7. 個人情報保護の維持、改善

個人情報の適正な取扱いを行うため、役職員の教育を実施するとともに、個人情報保護の取り組みの見直しに努める。

社団法人静岡県看護協会 個人情報の保護に関する規程

平成18年12月12日

(目的)

第1条 この規程は、社団法人静岡県看護協会（以下「協会」という）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規程において「保有個人情報」とは、協会の役員、委員及び職員（非常勤職員並びに臨時職員を含む。以下同じ）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、協会の役員、委員及び職員（以下「役職員等」という。）が組織的に利用するものとして、協会の保有しているものをいう。

3 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人を言う。

(対象)

第3条 この規程は、協会の業務に係る次の各号に掲げる者（以下「会員等」という）の個人情報を対象とする。

- (1) 正会員、名誉会員及び賛助会員
- (2) ナースセンター、訪問看護ステーション、指定居宅介護支援事業所、医療・看護安全相談窓口及び難病医療相談室の利用者
- (3) 講師及び研修者等
- (4) 役職員等

(協会の責務)

第4条 個人情報を取り扱うに当たっては、第1条の目的を達成するため、必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報の保護の重要性を認識し、役職員等に対して教育及び研修を行い、その指導並びに監督に努めなければならない。

(役職員等の責務)

第5条 役員等は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

た後も同様とする。

2 役職員等が故意及び重大な過失により前項の規定に反したときは、それにより生じた損害の全部または一部につき当該役職員等は賠償の責任を負うものとする。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報取扱責任者の設置)

第6条 個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報取扱責任者を置かなければならない。

2 前項に規定する個人情報取扱責任者は、事務局長とする。

(個人情報の保有の制限等)

第7条 個人情報を保有するに当たっては、協会定款第4条の規定に基づく事業を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(安全管理措置)

第8条 保有個人情報の漏えい、滅失又は棄損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要、かつ、適切な措置を講じなければならない。

(個人情報の廃棄)

第9条 個人情報を廃棄する場合は、匿名化若しくは適切な廃棄物処理業者に委託する。

2 個人情報を記録した電算機器等を廃棄するときは、個人情報を消去するとともに、磁気媒体を物理的に切断等破壊する。

3 個人情報を記録した電算機器等を転用するときは、個人情報の消去を確認する。

(利用及び提供の制限)

第10条 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的以外

の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

- (1) 本人に提供するとき
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(開示、訂正請求等)

第11条 会員等から自己の情報に関する開示を求められた場合は、速やかに対応する。また開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を行った場合は、当該人に通知する。

(事務処理の委託)

第12条 個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部を委託するときは、委託契約書等において次の各号に掲げる事項について、条件を付さなければならない。

- (1) 秘密保持の義務に関する事項
- (2) 再委託の禁止に関する事項
- (3) 目的外使用の禁止に関する事項
- (4) 複写及び複製の禁止に関する事項
- (5) 事故報告義務に関する事項
- (6) 提供資料の返還義務に関する事項
- (7) 調査の実施に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、協会が必要と認める事項
- (9) 前各号に違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項

(委任)

第13条 この規定に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関して必要な事項は、常任理事会に諮り、会長が定める。

附 則 この規程は、平成18年12月12日から施行する。

静岡県病院協会主催

『アジア地区医療視察』に参加して

常務理事 村谷 圭子
看護師職能理事 池ヶ谷福江

日本とフィリピンの経済連携協定（EPA）締結により、平成19年4月以降、フィリピン人看護師・介護福祉士の受入れが予定されている。静岡県病院協会の調査研究事業の一環である海外視察研修支援事業の「アジア地区医療視察」に加わり、主に看護師に関して看護師養成、雇用状況、海外就業状況、関係者の意向等を静岡県看護協会の立場で調査するために参加した。日程は平成19年1月14日から1日20日までの期間である。

視察先は、タイ及びフィリピンであった。タイでは国立プラバ大学（看護学部）、タイ労働省に、フィリピンでは、エミリオアギナルド大学（看護学部）及びメディカルセンターマニラ（同大学附属病院）、海外雇用庁、日本語センター財団を訪問した。

タイ、フィリピンでの訪問先看護師養成機関は双方共に大学で、カリキュラムは、日本の看護大学と比較しても遜色はなかった。両校共に学生の質を高く評価し、海外に人材派遣しても同等にケア提供できる自信があると明言された。なお、両校における日本語必須または選択科目はなく、訪日する前の学習環境は整っていない。なお、両国共に言語教育は、初等教育段階から母国語と英語を学んでいるため、英語圏での就業には支障がない。

タイでは毎年5万人の看護師資格取得者がおり、10万人の看護師が就業しており、国内の看護師不足はない。また、日本から看護師の要望があれば、それに対する養成が出来るとのことで、国内での看護師の過不足をみて、入学定員を調整し募集するシステムになっている。

フィリピンでは、毎年5万人の資格取得者がいるが、海外進出が多く、不足している状況である。看護師の海外進出は、やはり自国と比べ高収入（自国賃金の約20倍、家族への送金）が魅力となっているようだ。見学したマニラの病院では、看護師の平均年齢が25歳とのことで、在日日本人の話では、医療費のこともあるが、安心して医療を受けられない状況とのことであった。海外進出は、看護師のみならず、医師が労働過重と給与面の乖離から、アメリカ等で看護師の資格をとり働いているのが現状で（フィリピン医師給与より良い）、これも医療の質に影響しているようだ。

海外就労者は108万人で、その内看護師は30%である。看護師不足であるのに、海外進出を外国で経験を積んでくることは良いことであるからと政府は奨励しているというが、実のところは、他業種より賃金の高い医療従事者は外貨獲得の重要な担い手で、国内経済の活性化が背景にあるようだ。EPAで示されている「2年間で看護師400人、介護福祉士600人枠は少ない」とフィリピン側は満足していないと言う。日本での専門職等の市場開放に期待しているとの意見がだされた。これも国内経済の発展から不可欠な状況からの発言と受け止めた。

両国共に、日本への看護人材派遣には賛成である。学生は日本に対する関心や就労したい気持ちを持っている者はいる。しかし、日本で就労するために、あえて日本語まで学習してどれだけの見返りがあるのか疑問視する向きもある。すなわち、両国共に、英語をマスターしており、他国の看護師として資格を取得し、就労することの方が容易であることが背景にある。

タイでの海外進出は、アメリカ、イギリス、オーストラリア、中近東へ。フィリピンでは、世界131カ国に進出している。現在タイでは、オーストラリアが看護師不足で人材の派遣要請がきている。フィリピンでは、アメリカ、イスラエル、韓国からの就労依頼が多い。これらの国では、英語で資格取得をする柔軟な姿勢を示しており、就労が容易である。それに比べ、日常的に日本語をマスターしていない人が日本への関心はあっても、実際に就労するには、危惧する向きがあってもおかしくない。



タイ 国立プラバ大学



タイ 労働省



フィリピン エミリオアギナルド大学

両国からの提案・意見では、日本に人材を派遣するためには、前もって日本語学習が可能な環境・体制が望まれる。特に会話が乏しいので、日本人と触れ合う機会（例えば日本人が居住するリタイアハウスなどでの接触）や、日本の文化、生活習慣、日本人気質、社会状況、医療状況などを事前学習する機会があれば動機づけられ、勧められるとのことであった。日本語学習のための環境・体制を整えるには、資金面の援助を両国共に求めている。また、両国の大学からの提案では、看護学生・教員の交換留学や日本の医療施設見学・体験はどうかとの意見が出され、国の事情、医療・看護事情等を見聞きさせることが、日本の良さをわかり、今後の人材派遣に繋がるとの考えが示された。そして、EPAで看護師が日本進出した場合、帰国者が良い経験を実感したなら、このことをフィードバックしてモチベーションが高められ人材派遣は続くであろう。そのためにも、日本の医療・看護は魅力的な仕事であることを伝えていくことが必要であるとの意見も出された。

以上、調査概要を述べたが、訪問して受入れるにあたり感じたことは以下のとおりである。

フィリピン人看護師を受入れるにあたっての最大課題は、日本語の修得にあると感じた。母国語と英語が主流で、日本語を学ぶ機会は少ない。

日本看護師国家試験の合格率は、ここ数年、平均で約88%である。日本人でも不合格者のいる現状で、外国人の合格は至難の業であろう。

このことはもとより、医療・看護レベルの異なる看護知識・技術の習熟、日本語での看護記録、患者や同僚等との会話（コミュニケーション）は、大変ハードルが高い。

来日して、半年間は日本語研修（看護導入研修も含まれるようだ）が予定されているが、来日するまでに、最低日本語能力検定2級程度（日本人の中学レベル）は修得が必要と考える。この学習機会を母国にいる時に修得できる環境設定があればよいと考える。

また、日本の風土や文化、生活習慣、日本人気質、社会状況や医療・看護制度、医療・看護実情などを事前に紹介して、興味・関心のある看護師が来日できるような情報提供がなされるとよい。

日本における看護師業務は、保健師助産師看護師法に規定されているとおりで、両国において従事している業務範囲とは異なる。このあたりも押さえないと混乱が生じると思う。

実務研修は、受入れ施設とフィリピン人看護師との雇用契約となるが、就労・研修機関での研修内容は、標準的なカリキュラムを国が提示すべきと考える。看護師国家試験合格までの在留期間は3年間で、資格試験が3年以内に受からなければ帰国する段取りとなることから、雇用者側の十分な支援体制がない場合は、研修だけで帰国する事態も起こりかねない。一般企業の外国人研修者の処遇や職業斡旋業者の暗躍などが問題となっているが、看護師も同様な事態が生じないようにしなくては禍根がのこる。

看護師等を受入れる場合、日本では、国際厚生事業団（予定）が唯一の就労斡旋機関となり、半年毎の報告を義務づけさせるとのニュースもある。受入れ施設側の雇用条件や研修要件・体制など十分な審査の上で許可させることが必須である。

雇用施設側は、看護業務の習熟はもとより、英語圏からの外国人であることから、言葉や習慣、職場への適応や人間関係などをサポートする人（看護師で英会話等の出来る人）がいることが望ましい。

なお、雇用者側と当人の間を支援する中心は国であるが、静岡県で就労する人がいる場合には、県行政担当者、病院協会、看護協会等が連携して、支援していく体制や交流する機会の構築が望まれる。特に看護職を支援する看護協会では、メンタル面を含んだ相談・支援の窓口の設置が肝要かと思う。

帰朝後、厚生労働省から、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」（案）が示された。この指針は、今後、フィリピン上院による協定批准を経た上で指針を正式に告示される予定である。今後、この動向を見守りながら、静岡県看護協会は、日本看護協会に意見反映しながら、受入れ体制の課題解決について前向きに関わっていきたい。

余談になるが、南国特有のものなのか、両国共に人々は大変明るくおおらかであった。そして礼儀正しく、向上心が旺盛であり、優秀さを感じた。医療・看護の世界においての真の人材交流と共生が果たされればと思う。



フィリピン メディカルセンターマニラ



フィリピン 海外雇用庁



フィリピン 日本語センター財団

平成19年度「看護の日・週間」記念行事は浜松市で開催します。

今年のテーマ：「明日への架け橋」～育てよう生きる力 広げよう思いやりの輪～

看護が一番大切にしている「尊い命」について県民とともに考え、誰もが潜在的に持っている「生きる力」や「やさしさと思いやりの心」を親から子、子から孫へとしっかりと受け継いでいく機会とします。楽しみながら参加できるプログラムをいっぱい準備しています。是非 お出かけ下さい。

日 時：平成19年5月12日（上）10:00～15:00

会 場：浜松フォルテ1階ガーデン

内 容：◇「私は我が家の看護師さん」 ◇「救える命への挑戦」 ◇「思いやりの心」
◇「情報発信コーナー」 ◇「看護への道」 ◇「看護職のある日の場面」写真展

詳細は下記宛 お問い合わせください。 **※只今写真募集中**

企画運営：平成19年度看護の日・週間企画実行委員会 電話 054-202-1761（県ナースセンター）

潜在看護師再就業支援事業のご案内

静岡県ナースセンターは平成19年度も看護師等の資格を有する貴重な人材を医療・看護の職場に復帰していただくための事業に取り組みます。特に昨年度はじめて実施した病院派遣型研修は、さまざまな報道機関により、県内外に紹介され「静岡方式」として全国のモデルになるなど大きな成果を得ることができました。今年度は更にバージョンアップしてのご案内です。

1. 再就業準備講習会 講義中心の研修 (注：開催時期や会場は変更になる場合があります。)

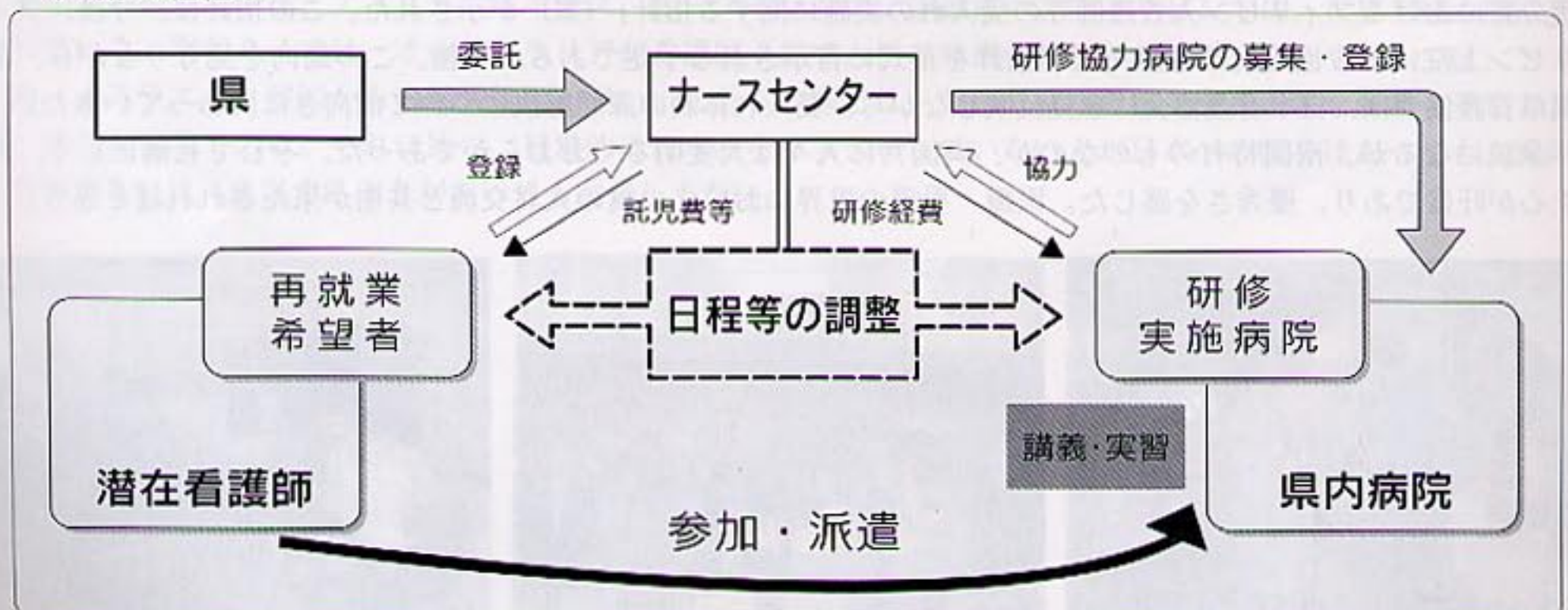
地 区	開催予定時期	会 場	募集人数	地 区	開催予定時期	会 場	募集人数
伊豆地区	12月上旬	熱海病院	10人	静岡地区	H20.2月上旬	静岡県看護協会	15人
駿東田方地区	9月下旬	沼津市立病院	20人	志太榛原地区	9月中旬	藤枝市立総合病院	15人
富士地区	8月上旬	富士市立中央病院	15人	中東遠地区	11月下旬	磐田市立総合病院	15人
静岡地区	5月下旬	静岡県看護協会	15人	西部・浜松地区	7月中旬	県西部浜松医療センター	20人
静岡地区	11月下旬	静岡厚生病院	15人	西部・浜松地区	10月下旬	共立湖西総合病院	10人

2. 病院派遣型再就業研修 個人単位で随時最寄りの研修受入協力病院で実習

短 期コース	5～15日間(延長可能)	募集計60人
助産師コース	15日間(延長可能)	募集若干名
熟 練コース	40～60日間	募集計10人

※複数の研修に参加できます。
組み合わせも自由です。

◆研修の仕組み



問い合わせ・申し込みは、県ナースセンターにご連絡ください。 電話054-202-1761

求人情報

本所 静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ3F TEL054-202-1761
東部支所 沼津市高島本町1-3 静岡県東部総合庁舎内 TEL055-920-2088
西部支所 浜松市中央1丁目12番1号 静岡県浜松総合庁舎10F TEL053-454-4335
☆お問い合わせは月～金曜日9:00～15:30 (平成19年3月1日現在)

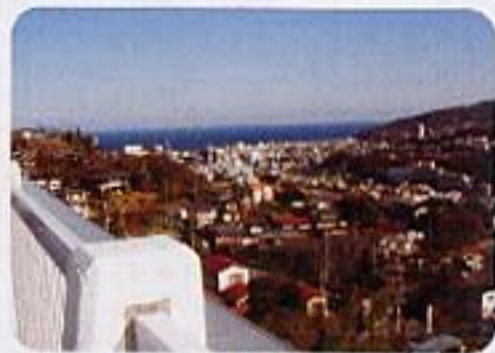
e-ナースセンター [http://www.nurse-center.net/] をご利用の方は、この施設に関する詳細情報を確認する場合、e-ナースセンターへログインし「お仕事探し」から「お仕事探し」を選択し、「詳細な条件を検索する」をクリック、「静岡県」を選択、求人番号欄に施設番号を入力し、検索して下さい。

Table with columns: No., 施設番号, 施設種別, 勤務地, 第1職種, 第2職種, 他資格等, 雇用形態, 勤務形態, 年齢, 期齢, 経験, 駐車場, 保育所, 受付NC. Contains 91 rows of job listings.



ふれあい network

市立伊東市民病院6階病棟



市立伊東市民病院は、2001年3月1日から、市民のための病院として国立伊東温泉病院から生まれ変わりました。屋上からは、伊東市街と相模湾の青い海原が見渡せる抜群の環境の中にあります。

伊東市は、日本を代表する観光都市の一つであり、首都圏の保養地として発展してきました。当院は、市内はもちろん、伊豆半島東海岸域における基幹病院として、高度総合医療、救急医療などの推進に重点をおき、開院時より、24時間365日体制の救急医療を提供し、さらに慢性期のケアや在宅医療にも輪を広げて地域との連携をはかっています。

当院看護部では、「私たちは、患者さまに安全で安心できる看護を提供します」という理念の下、丁寧な説明、丁寧な援助を実施し、常に自己研鑽につとめ地域住民との信頼関係を大切にしています。

私たちの6階病棟は、内科病棟で、循環器系、呼吸器系、

脳神経系の高齢の急性期の患者様が昼夜を問わず緊急入院され、常に病棟内で経過に合わせたベッド移動が行われています。救命と苦痛の緩和への援助はもちろん、回復し退院へ向け、ご家族様といっしょに今後のことを相談していく援助もまた重要と考え、MSWや地域とのかかわりを積極的につけています。スタッフは、優しさ溢れる男性3名を営む看護師19名、看護助手4名、クラーク1名で、多忙な業務の中でも笑顔を忘れず明るく頑張っています。毎年の忘年会では「今年は6階は何をやるの?」と聞かれ、期待されればされるほど張り切ってしまう楽しいメンバーたちです。

太田 典子



(社)静岡県看護協会

ロゴマーク決定しました



平成19年2月19日に開催された第50回通常総会で、ロゴマーク受賞者の表彰式が行われました。今後このロゴマークは静岡県看護協会のイベントなど幅広く使われていきますのでよろしくお願いします。



彦根さん

佐野さん

荒木さん

柴原さん



受賞者の声

◆最優秀賞 佐野友姫さん
—デザイン学校・学生—

母が看護師なので看護を身近に感じています。母が公募を持ってきてくれました。暖かみのあるやさしいデザインを心がけました。

◇優秀賞 彦根 正さん
—デザイナー—

知り合いの身近な看護師の声を聞いていた。人不足のこと、夜勤等が大変なことなど…(デザインの仕事をしており今回2作品入賞)

◇優秀賞 柴原秀和さん
—農協職員—

看護協会と同じビル内に入っている農協の職員、素人です。パソコンで作成しました。

◇優秀賞 荒木 賢さん
—静岡産業技術大2年—

学校の先生から言われて、授業の一貫として応募した。看護師さんということで元気の出るようなデザインを心がけた。

御応募していただいた方の中から抽選で10名に商品を送付させていただきました。